

生徒指導部より～交通事故が増えています

1. 交通事故が増えています

今年度、本校生の交通事故は23件（12/15 現在）発生しています。全て自転車による事故で内訳は自動車との接触による被害事故20件、自損事故3件となっています。交差点進入時には一時停止や安全確認をしっかりと行い、危険を予測した運転を心がけましょう。

『事故が起こる（危険がある）と思って運転』⇒『事故に遭う（事故を起こす）確立は低くなる』

『事故は起こらない（大丈夫だろう）と思って運転』⇒『事故に遭う（事故を起こす）確立は高くなる』

2. 自転車の人身交通事故の特徴

- ・ 出会い頭の事故が多い
- ・ 安全不確認、一時不停止が主な原因
- ・ 事故の7割はルール違反が原因

- ・ ルール、マナーを守って事故防止
- ・ 「自転車安全利用5則」の遵守
- ・ 交差点における安全確認を確実に行う
- ・ スピードの出し過ぎに注意

3. 交通ルール・マナーを守ろう

自転車の2列以上での並進やスマートフォンを操作しながらの運転、イヤホンをしての運転は法令違反になります。道路交通法改正により、危険運転として取り締まりの対象です。絶対に行わないこと。

～交通事故によるリスク～

○自転車の交通事故と運転者の責任

- 1 刑事上の責任・・・死亡又は怪我をさせた場合の償い（懲役・禁固又は罰金）
- 2 民事上の責任・・・被害者への賠償（慰謝料、治療費、修理代）
- 3 社会的責任・・・世間の厳しい目・批判（退学、進路への影響、家族への影響、転居・・・）
- 4 自分への責任・・・事故を起こした人は一生後悔します（自分自身の心の傷）

高額の賠償裁判例、
親の賠償責任を問わ
れるケースあり。

○自転車対歩行者の事故の高額賠償裁判例

事 故 事 例	損害賠償金
歩行者通行帯を歩いていた女性が電柱を避けて車道に進出した際、自転車で無灯火運転をしていた14歳の少年が衝突し、女性に後頭部外傷による後遺症が残る負傷を負わせた。	3,120万円
54歳の看護師の女性が歩行中、16歳の少年が携帯電話を操作しながら無灯火で自転車を運転し追突し、女性に手足のしびれが残る負傷を負わせ、女性は職を失った。	5,000万円
小学生の自転車事故で、保護者が適切な指導をしていなかったことに対する賠償命令。	9,500万円

最近、高額の損害賠償裁判例がでています。親が子供に対して交通事故防止、自転車の安全利用について必要な監督指導を行っていないと認められる場合には、親に賠償責任が発生し、保護者の賠償責任が問われるケースがあります。自転車の保険加入の確認をしておきましょう。

～万一、交通事故を起こしたときは適切な対応を～

- ①被害者の救護 ～まずは『けが人の救護を優先しましょう』必要に応じて救急車を手配する。
- ②安全化措置 ～自動車等を安全な場所に移動（慌てない）、道路に飛び出すと自分も危険!!
- ③警察に通報 ～交通事故の届出をする。後でトラブルになるケースも 親・学校へ連絡。